

平成23年度「コ・フェスタ(JAPAN国際コンテンツフェスティバル)2011  
こどもコ・フェスタin東北」に係る企画競争募集要領

平成23年9月2日  
JAPAN国際コンテンツフェスティバル実行委員会  
NPO法人 映像産業振興機構(VIPO)

JAPAN国際コンテンツフェスティバル実行委員会ならびにNPO法人 映像産業振興機構(VIPO)では、平成23年度「コ・フェスタ(JAPAN国際コンテンツフェスティバル)2011こどもコ・フェスタin東北」イベントを実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的(概要)

我が国の映画、アニメ等を含むコンテンツ産業は、アジアを始めとする海外で高い人気を博し更に大きく成長する可能性を有しています。またコンテンツ産業の強化は、他産業である製造業やサービス業への経済波及効果をもたらし、雇用規模の大きな産業としても重要な位置を占めています。

5年目を迎えたコ・フェスタ(JAPAN国際コンテンツフェスティバル)は、コンテンツ産業に係る国内外市場拡大・新しい人材育成のための取り組みの一つとして、将来のコンテンツ関連市場の担い手であり、未来のコンテンツの制作を担うクリエイター候補でもある、被災地のこども達を対象に、東日本大震災と向き合いながら「こどもコ・フェスタin東北」イベントを開催します。

2. 事業内容

(1)「こどもコ・フェスタin東北～こどもは考える・未来の創造」

東北被災地のこども達が心から楽しみ好奇心を持ち、将来の人生設計のヒントとなるコンテンツと人に出会い、未来に向けたメッセージを共感するイベントとする。予定される会場の室内外の施設にて音楽ライブ、アニメ鑑賞、ゲーム体験、ロボット・キャラクターとの出会いと、多様なクリエイター、文化人、プロデューサーによるトークセッションを企画する。マンガ、アニメ、キャラクター、音楽、ロボット等のコンテンツを通じて創造性を共感するイベント構成とする。なお、各コンテンツの企画制作運営にあたってはコ・フェスタ2011オフィシャルイベント及び業界団体などが全体で協力し、東北被災地に対する配慮が出来る体制であることが望ましい。

(2)開催要項(会場)

日時 平成24年3月24日(土)(23日会場設営)

場所 宮城県七ヶ浜町 七ヶ浜国際村

(※現状七ヶ浜国際村に関し23日及び24日全館終日使用にて実行本部仮予約中)

集客 こども(小中学生と父兄)600名を対象に地元を含め東北被災各地から集客をする。現地ニーズ調査、招聘地の復興支援団体、こどもNPO団体、自治体等との調整を行い、安全面を十分考慮しバス等の移手段によるアattend調整を行う。基本日帰り想定。

- (3) ゲスト、スタッフ、招聘関係者他の宿泊、移動手配
- (4) コ・フェスタ実行本部が実施するオリジナルイベント(こども映像制作)、コ・フェスタ2011オフィシャルイベント、コンテンツ関係団体との連携調整
- (5) 東北地方のメディア及びコ・フェスタ実行本部広報との連携体制
- (6) 報告実施書提出

### 3. 事業実施期間

契約締結日～平成24年3月31日

### 4. 応募資格

応募資格: 次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

### 5. 契約の要件

- (1) 採択件数: 1件
- (2) 予算規模: 会場費を含め2,500万円(税込)を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額について経済産業省と調整した上で決定することとします。

### 6. 応募手続き

#### (1) 募集期間

募集開始日: 平成23年9月2日(金)

締切日: 平成23年9月16日(金)17時必着

#### (2) 応募書類

- ① 以下の書類を<各5部>一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、平成23年度「コ・フェスタ2011こどもコ・フェスタin東北」申請書と記載してください。
  - ・企画提案書 / ・想定予算書 / ・想定スケジュール表 / ・執行・運営体制図 / ・実務経歴書
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### (3) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8階

NPO法人 映像産業振興機構(VIPO)

平成23年度「コ・フェスタ2011こどもコ・フェスタin東北」担当宛

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

## 7. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、実行本部会、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定。なお、応募期間締切り後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 本事業を十分に遂行するための規模・能力があるか。
- ③ 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業の実施方法等について本事業成果を高めるための効果的な工夫が見られるか
- ⑥ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑨ コ・フェスタ事務局及び各映画関係団体等との連携が取れる実施体制となっているか。

## 8. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに

必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

<事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること>

| 経費項目              | 内容  |
|-------------------|---|
| <b>I. 人件費</b>     |   |
| 人件費               | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費  |
| <b>II. 事業費</b>    |   |
| 旅費                | 事業従事者に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費  |
| 会場費               | 事業(会議、講演会、シンポジウム)を行うために必要な会場借料及び茶菓料(お茶代)等   |
| 謝金                | 事業を行うために必要な謝金(委員謝金等)  |
| 設備費               | 事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付けに必要な経費   |
| 物品購入費             | 事業を行うために直接必要な物品(当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等(諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。))の購入に要する経費  |
| 外注費               | 事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの(機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等)の外注に要する経費<br>※ただし、軽微な再委託(①50万円未満の再委託・外注、②印刷費、会場借料(会場提供者からの付帯設備を含む。)、翻訳費その他これに類するもの)については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。 |
| 印刷製本費             | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費  |
| 補助職員人件費           | 事業に直接従事する補助職員(通訳、アルバイト等)に係る経費   |
| その他諸経費            | 事業を行うために必要な文献購入費、翻訳費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費  |
| <b>III. 一般管理費</b> |   |

|       |   |
|-------|---|
| 一般管理費 | <p>事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費(当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの)について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。</p> <p>具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。<br/>(これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。)</p> |
|-------|---|

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8階

NPO法人 映像産業振興機構(VIPO)

担当: 生天目、小岩

FAX: 03-3543-7321

E-mail: [namatame@vipo.or.jp](mailto:namatame@vipo.or.jp)

[koiwa@vipo.or.jp](mailto:koiwa@vipo.or.jp)

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず平成23年度「コ・フェスタ2011こどもコ・フェスタin東北」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上